

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」  
vol.221 (2019年12月27日号) 配信数：  
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC) 事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

▼1. <WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC ホームページを更新しました】

▼2. <WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

▼4. <横浜市より>

【1/14 (火) 初めての同時開催！ワークスタイルセミナー & Wework 見学ツアー】

▼5. <WBC 事務局より> ~コラム「世界のあれこれ」~

【今年の税制改正は何が変わったの？】

1. ----- ■ □ ■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC ホームページを更新しました】

英語版のメールマガジンの配信を開始しました。英語版の記事でしかご覧になれない内容もございますので、ぜひ以下の PDF 版をご覧ください。また、今後も英語でメールマガジン配信をご希望される方は、([mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org))までご連絡下さい。

↓バックナンバーvol.1はこちらから

[http://www.ywbc.org/docs/en\\_mailmagazine\\_1201.pdf](http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1201.pdf)

↓バックナンバーvol.2はこちらから

[http://www.ywbc.org/docs/en\\_mailmagazine\\_1228.pdf](http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1228.pdf)

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088

E-mail : [open@ywbc.org](mailto:open@ywbc.org)

■ □ ■ -----

2. ----- ■ □ ■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■ □ ■ -----

3. ----- ■ □ ■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。  
<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : [ke-wbc@city.yokohama.jp](mailto:ke-wbc@city.yokohama.jp)

■ □ ■ -----

4. ----- ■ □ ■

<横浜市より>

【1/14（火）初めての同時開催！ワークスタイルセミナー & Wework 見学ツアー】

市内中小企業の経営者等を対象に、働き方改革に取り組む意義や、テレワークや健康経営等働き方改革に関する取組を推進するためのポイントを分かりやすくお伝えします！

同時開催で WeWork のオフィス内の見学ツアーを開催。コミュニティ型ワークスペースにおける最先端の働き方を見学していただくことができます！

※「ワークスタイルセミナー」は横浜市主催、「WeWork 見学ツアー」は WeWork Japan 合同会社が主催となります。

●日時 令和2年1月14日（火）13:00～15:00（受付：12:45 開始）

●内容 【ワークスタイルセミナー】13:00～14:30

13:00～14:10 テレワークを「わからない」から「できる」へ

14:10～14:30 横浜市の進める健康経営について

【WeWork 見学ツアー】14:30～15:00

●会場 Wework オーシャンゲートみなとみらい

横浜市西区みなとみらい3-7-1 8F（みなとみらい線「みなとみらい」駅より徒歩2分）

●対象 市内中小企業の経営者・人事労務担当者等

※「ワークスタイルセミナー」「Wework 見学ツアー」の両方に参加いただける方が対象です)

●参加費 無料

●その他 お申込み時にお預かりした個人情報（氏名・会社名）につきましては、WeWork 入室の際に必用な為、事前に WeWork Japan 合同会社に情報提供をいたします。あらかじめご了承の上お申し込みください。なお提供した情報は入室管理以外の目的では使用はいたしません。

■詳細はこちら

<http://yokohama-workstyle.jp/new/detail/14>

■お申込み・お問合せ先

横浜ワークスタイル・コンサルティング事務局

TEL：0120-648-600（受付時間：9:30～17:30 土日祝除く）

■□■-----

5. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【今年の税制改正は何が変わったの？】

毎年12月は与党より税制改正の大綱が発表されます。改正の内容は個人から会社の税金まで幅広い範囲に及びますが、今回は特に皆さんに身近な個人の改正内容をご紹介しますと思います。

#### 1) 投資の優遇措置の拡充

今回の税制改正の狙いの一つは投資への流れを作ることと言われています。この中で個人の貯蓄を投資に回しやすいように、NISAの見直しがされました。NISAとは個人投資家の税制優遇制度のことで、NISAで受け入れられた株式・投資信託の配当や譲渡益などは非課税とされています。今回の改正案「新・NISA」

により次の二つの新しい投資の枠が作られました。

- ① リスクの低い投資信託を対象にした年間最大 20 万円までの積み立て枠
- ② 従来通り上場株式にも投資できる年間最大 102 万円までの積み立て枠

この新 NISA の非課税期間は投資した年から最大 5 年間 (2024 年 (令和 6 年) から 2028 年 (令和 10 年) まで) となります。

現行の一般 NISA は 2023 年 (令和 5 年) までの投資が対象ですので、引き続き投資を続けている方はそのまま非課税措置が続くことになります。\*なお年間 40 万円までの投資が非課税となる「つみたて NISA」は 5 年間延長されましたので、こちらの NISA を選ぶこともできます。

超低金利が何年も続いているご時世、新しい年から思い切って少しずつ投資を始めてみてはいかがでしょうか？！

## 2) 国外にいる扶養控除対象者の要件の厳格化

国外にいる扶養親族で 30 才以上 70 才未満の方は、次のケースに該当する場合だけ、扶養親族に該当することになりました。

- ① 留学生で、外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格証明書類がある人
- ② 障害者
- ③ 年間 38 万円以上の生活費を受けている人 (送金の証明が必要です)

この改正は、2023 年 (令和 5 年) 以降の所得税から適用される予定です。少し先になりますが、該当しそうな家族がいる方は、会社の人事部にも相談して、早めに書類の確認をしておくことが必要です。年齢が 29 才以下または 70 才以上は引き続き扶養親族となれます。

## 3) 未婚のひとり親に対する見直しと寡婦(夫)控除の見直し

すべての子育てする親に公平な税制を実現するため、婚姻歴や一人親の性別の区別がなくなりました。

- ① 未婚の一人親で、合計所得金額が 500 万円以下である場合は寡婦(夫)控除が適用されます。
- ② 寡婦 (夫) 控除の適用で、寡婦 (女性) にも同じ所得制限 (合計所得金額 500 万円以下) が設けられました。  
\*寡婦 (夫) の要件では、住民票で事実婚であることが明記されている場合は除かれます。
- ③ 子供がいる寡夫 (男性) の控除額がこれまでの 27 万円から子供がいる寡婦 (女性) の 35 万円と同額になりました。

適用されるのは 2020 年 (令和 2 年) 以降の所得税からとなる予定です。

企業の景気が回復していると言われつつも、一人親にかかる負担や格差の広がり、大きな社会問題となっています。どんな家庭に生まれても子供たちが十分な教育と健全な環境で育つことができる社会を目指していきたいですね。

【いつもは国際税務を専門とする横浜の税理士】

■ □ ■ -----

---

WBC のサービスご案内

---

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

---

### 横浜ワールドポーターズのご案内

---

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。  
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなとみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

---

### WBC メールマガジン発行について

---

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター  
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1  
横浜ワールドポーターズ 6 階  
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088  
<http://www.ywbc.org/>  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ  
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2  
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274  
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
TEL: 045-671-3834  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、[mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org) にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>  
(c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。

---